

## 議案第24号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「150人」を「200人」に改める。

第13条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号中「1万9,200円」を「2万7,600円」に改め、同条第2号中「2万4,000円」を「2万7,600円」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 次のいずれかに該当する者 4万800円

ア 令第39条第1項第3号イに掲げる者のうち、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が120万円以下であるもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

第13条第11号中「8万7,840円」を「15万円」に改め、同号を同条第14号とし、同条第10号中「8万4,000円」を「12万4,800円」に改

め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 13万7,400円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第13条第9号中「7万5,360円」を「9万9,600円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第12号イ若しくは第13号イ」を加え、同号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 11万2,800円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

第13条第8号中「7万2,000円」を「8万7,600円」に改め、同号イ中「若しくは第10号イ」を「、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「6万円」を「7万5,000円」に改め、同号イ中「第9号イ若しくは第10号イ」を「第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「5万1,840円」を「6万6,600円」に改め、同号イ中「、第8号イ」を削り、「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「4万8,000円」を「6万2,400円」に改め、同号イ中「、第7号イ」を削り、「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「3万9,840円」を「5万2,800円」に改め、

円」に改め、同号ア中「（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）」及び「（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」を削り、同号イ中「、第6号イ」を削り、「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4） 次のいずれかに該当する者 4万9,200円

ア 令第39条第1項第3号イに掲げる者であり、かつ、前号に該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

第15条第3項中「、第2号ロ並びに第3号ロ並びに第13条第4号イ」を「並びに第2号ロ並びに第13条第3号イ、第4号イ」に、「及び第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イ」に、「から第3号まで及び第13条第4号から第10号まで」を「及び第2号並びに第13条第3号から第13号まで」に改める。

第16条第1項中「特別区民税」を「市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）」に改め、「確定する日」の次に「の属する月」を、「前年度の」の次に「市町村民税の課税非課税の別並びに前々年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額並びに賦課期日（前条第1項に該当する者については、当該資格を取得した日）現在のその者の属する世帯の他の世帯員の前年度の市町村民税の課税非課税の別等に基づき、当該年度の保険料率により算定した」を加える。

第21条の2中「第3号まで」を「第4号まで」に改める。

第22条中「（特別区民税を含む。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区介護保険条例第13条及び第21条の2の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定する等の必要がある。

## 杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(委員の定数)	(委員の定数)
第6条 杉並区介護認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、 <u>200人</u> 以内とする。	第6条 杉並区介護認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、 <u>150人</u> 以内とする。
(保険料率)	(保険料率)
第13条 <u>平成24年度から平成26年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第13条 <u>平成21年度から平成23年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万7,600円</u>	(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>1万9,200円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>2万7,600円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>2万4,000円</u>
(3) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>4万800円</u>	(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> <u>3万6,000円</u>
ア <u>令第39条第1項第3号イに掲げる者のうち、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)</u>	

及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が120万円以下であるもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(4) 次のいずれかに該当する者 4万9,200円

ア 令第39条第1項第3号イに掲げる者であり、かつ、前号に該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ

((1)に係る部分を除く。)又は  
次号イ、第6号イ、第7号イ、第  
8号イ、第9号イ、第10号イ、  
第11号イ、第12号イ若しくは  
第13号イに該当する者を除  
く。)

(5) 次のいずれかに該当する者 5  
万2,800円

ア 令第39条第1項第4号イに掲  
 げる者のうち、当該保険料の賦課  
 期日の属する年の前年中の公的年  
 金等の収入金額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_及び当該保  
 険料の賦課期日の属する年の前年  
 の合計所得金額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の合計額が80万円以下で  
 あるもの

イ 要保護者であって、その者が課  
 される保険料額についてこの号の  
 区分による額を適用されたならば  
 保護を必要としない状態となるも  
 の(令第39条第1項第1号イ  
 ((1)に係る部分を除く。)又は

(4) 次のいずれかに該当する者 3  
万9,840円

ア 令第39条第1項第4号イに掲  
 げる者のうち、当該保険料の賦課  
 期日の属する年の前年中の公的年  
 金等の収入金額(所得税法(昭和

40年法律第33号)第35条第  
2項第1号に規定する公的年金等  
の収入金額をいう。)及び当該保  
 険料の賦課期日の属する年の前年  
 の合計所得金額(地方税法(昭和

25年法律第226号)第292  
条第1項第13号に規定する合計  
所得金額をいい、その額が0を下  
回る場合には、0とする。以下同  
じ。)の合計額が80万円以下で  
 あるもの

イ 要保護者であって、その者が課  
 される保険料額についてこの号の  
 区分による額を適用されたならば  
 保護を必要としない状態となるも  
 の(令第39条第1項第1号イ  
 ((1)に係る部分を除く。)又は

次号イ\_\_\_\_\_、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 6  
万2,400円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ\_\_\_\_\_、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 6  
万6,600円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ\_\_\_\_\_、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号

次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(5) 次のいずれかに該当する者 4  
万8,000円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 5  
万1,840円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イ\_\_\_\_\_



イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 7

万5,000円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 8

万7,600円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者

9万9,600円

ア 略

\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 6

万円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第9号イ若しくは第10号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 7

万2,000円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ若しくは第10号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(9) \_\_\_\_\_ 次のいずれかに該当する者

7万5,360円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者

11万2,800円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者

12万4,800円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者

8万4,000円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ

((1)に係る部分を除く。)又は  
次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者

13万7,400円

ア 合計所得金額が1,500万円  
未満である者であり、かつ、前各  
号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課  
される保険料額についてこの号の  
区分による額を適用されたならば  
保護を必要としない状態となるも  
の(令第39条第1項第1号イ  
((1)に係る部分を除く。)に該  
当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しな  
い者 15万円

(賦課期日後において第1号被保険者の  
資格取得、喪失等があった場合)

第15条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第  
1項第1号イ(同号に規定する老齢福  
祉年金の受給権を有するに至った者及  
び(1)に係る者を除く。)、口及び  
ハ並びに第2号口並びに第13条第3  
号イ、第4号イ、第5号イ、第6号  
イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、  
第10号イ、第11号イ、第12号イ  
及び第13号イに該当するに至った第

((1)に係る部分を除く。) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しな  
い者 8万7,840円

(賦課期日後において第1号被保険者の  
資格取得、喪失等があった場合)

第15条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第  
1項第1号イ(同号に規定する老齢福  
祉年金の受給権を有するに至った者及  
び(1)に係る者を除く。)、口及び  
ハ、第2号口並びに第3号口並びに第  
13条第4号イ、第5号イ、第6号  
イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ及  
び第10号イ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に該当するに至った第

1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号及び第2号並びに第13条第3号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

#### 4 略

(普通徴収の特例)

第16条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日の属する月までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の市町村民税の課税非課税の別並びに前々年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額並びに賦課期日(前条第1項に該当する者については、当該資格を取得した日)現在のその者の属する世帯の他の世帯員の前年度の市町村民税の課税非課税の別等に基づき、当該年度の保険料率により算

1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第3号まで及び第13条第4号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

#### 4 略

(普通徴収の特例)

第16条 保険料の額の算定の基礎に用いる特別区民税  
\_\_\_\_\_の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日  
\_\_\_\_\_までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

定した保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 及び 3 略

（保険料の減免の特例）

第 2 1 条の 2 前条に規定するもののほか、区長は、第 1 3 条第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者のうち、特に保険料の納付が困難と認められるものに対し、保険料を減額することができる。

（保険料に関する申告）

第 2 2 条 第 1 号被保険者は、毎年度 6 月 1 5 日まで（保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から 3 0 日以内）に、第 1 号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税\_\_\_\_\_の課税者の有無その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。

\_\_\_\_\_保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 及び 3 略

（保険料の減免の特例）

第 2 1 条の 2 前条に規定するもののほか、区長は、第 1 3 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者のうち、特に保険料の納付が困難と認められるものに対し、保険料を減額することができる。

（保険料に関する申告）

第 2 2 条 第 1 号被保険者は、毎年度 6 月 1 5 日まで（保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から 3 0 日以内）に、第 1 号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税（特別区民税を含む。）の課税者の有無その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。